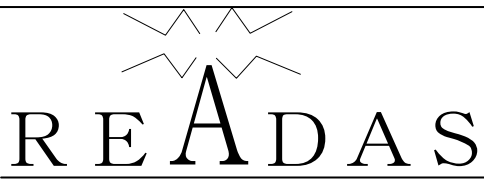


第 4793 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月15日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 国外財産調書

Q：年末現在で、国外財産を有しておれば国外財産調書を提出しなければならないそうですが、どのようになっているのですか？

A：海外財産の価額が5千万円を超える居住者は、翌年3月15日までに調書を提出しなければなりません。

【解説】

今年度から、年末現在において、5千万円を超える国外財産を有する居住者（非居住者は除く）は、財産の種類、数量及び価額その他一定の事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。

この場合の非居住者とは、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内に国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下の者をいいます。

国外財産の価額は、年末における時価又は時価に準ずる見積価額によることとされており、邦価換算は、年末における外国為替の売買相場によることとされています。詳しくは、国税庁のホームページに記載されています。

なお、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書を、偽りの記載をして提出した場合や正当な理由なく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑が免除されることもあります。

